

議案第56号

愛西市子ども医療費支給条例の一部改正について

愛西市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年12月24日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、子ども医療費支給制度の見直しに伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

愛西市子ども医療費支給条例（平成17年愛西市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

- (5) 法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者の保護者

第4条第1項中「受給者」を「もの」に改め、「（後期就学児の通院に係る医療に関する給付にあつては、当該額に3分の2を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）」を削る。

第5条中「未就学児又は前期就学児に係る」を削る。

第6条中「受給者は」を「受給資格者（以下「受給者」という。）は」に改める。

第7条第1項中「未就学児又は前期就学児」を「子ども」に改め、同条第3項を削る。

第8条第1項及び第2項中「受給者証の交付を受けた者」を「受給者」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の愛西市子ども医療費支給条例（次項において「新条例」という。）第5条に規定する申請、手続その他の行為は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前においてもすることができる。

（経過措置）

- 3 新条例の規定は、施行日以後に行われる診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給について適用し、施行日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。